

○ひとり暮らし高齢者世帯等緊急通報システム事業実施要綱

平成 15 年 4 月 1 日

(総則)

第 1 条 ひとり暮らし高齢者世帯等に対する日常生活における急病、災害等の不安を解消し、緊急の場合に迅速で、適切な対応を図ることを目的とする緊急通報システムの提供については、サービス等提供規則（平成 12 年横須賀市規則第 2 号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 緊急通報システム

ア 緊急通報システム（固定型） 次号に定める緊急通報装置を、利用者宅の有線通信方式の電話回線に接続して利用するシステムをいう。

イ 緊急通報システム（無線型） 次項に定める緊急通報装置の設置にあたり、利用者宅の既設通信回線を必要としないシステムをいう。

(2) 緊急通報装置 利用者が緊急であることを受信センターに通報するため、利用者宅に設置する次に掲げるもの一式をいう。

ア 緊急通報装置本体 利用者宅に設置し、以下の機能を有するもの

(ア) 利用者がボタンを押下することにより、受信センターへの通報及び通話ができること。

(イ) 持ち運び型送信機による通報又はセンサー機器から発信される検知データを受信し、一定時間利用者の動きがない等異常と認められる場合に、自動的に受信センターへ発信できること。

イ 持ち運び型送信機 利用者が身に着けることが可能なもので、ボタンを押下することにより緊急通報装置を通じて受信センターに通報できるもの

ウ センサー機器 利用者の生活反応を検知し、検知したデータを緊急通報装置本体に発信できるもの

(3) 受信センター 緊急通報装置からの通報対応等を行う事業所をいう。

(4) 協力員 利用者が指定した親族、知人等で駆けつけを行うことを承諾した者をいう。

(5) 駆けつけ 緊急時又は利用者の安否が不明なときに利用者宅に出向き、利用者の安否確認を行うことをいう。

- (6) 外部協力員 協力員がいない場合又は協力員が駆けつけを行うことができない場合に、第5条に規定する委託事業者が当該駆けつけを行わせるために用意する者をいう。
- (7) 高齢者 市内に居住する65歳以上の者をいう。
- (8) ひとり暮らし高齢者世帯 現に在宅かつ単身で生活している高齢者（当該者がアパートその他の集合住宅に居住する場合で同一棟に3親等以内の親族が居住しているとき又は当該者が居住する住宅と同一敷地内の別棟に3親等以内の親族が居住しているときを除く。）の世帯をいう。
- (9) 病弱等高齢者のみの世帯 2人以上の高齢者のみで構成されている世帯で、世帯を構成する者のうち病弱又は寝たきりの状態でない者が1人以下であるもの（当該世帯を構成する者がアパートその他の集合住宅に居住する場合で同一棟に3親等以内の親族が居住しているとき又は当該世帯を構成する者が居住する住宅と同一敷地内の別棟に3親等以内の親族が居住しているときを除く。）をいう。

(事業内容)

第3条 緊急通報システムの事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者宅に緊急通報装置を設置すること。
- (2) 利用者が緊急通報装置本体若しくは持ち運び型送信機のボタンを押下し、又はセンサー機器の検知により自動的に受信センターに通報があった場合、受信センターが利用者の状況を確認し、及び必要に応じて消防本部、協力員、外部協力員等関係者への連絡（駆けつけの要請を含む。）を行うこと。
- (3) 受信センターからの要請により、協力員又は外部協力員が駆けつけを行うこと。
- (4) 緊急通報装置本体の通話機能を利用した、利用者からの健康相談等に受信センターが応じること。
- (5) 受信センターから定期的に利用者宅に電話による安否確認を行うこと。

2 利用者は、次条に定める要件にあわせて、前条にいう緊急通報システム（固定型）又は緊急通報システム（無線型）のいずれかを選択することができるが、併用は認めないものとする。

(対象者)

第4条 緊急通報システムを利用できる者は、次の各号に該当する者のうち、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) ひとり暮らし高齢者世帯又は病弱等高齢者のみの世帯その他これに準ずると市長が認める世帯の構成員のうち、65歳以上の者
- (2) 電話を保有している者。ただし、緊急通報システム（固定型）については、電話（有線通信方式によるものに限る。）を保有している者
- (3) 別に定める同意内容に同意した者

（実施機関）

第5条 緊急通報システムは、市長が指定する事業者（以下「委託事業者」という。）に委託して事業を実施する。

（身分証）

第6条 委託事業者は、本事業に従事する者に身分証（第2号様式）を携帯させ、利用者その他関係者からの請求があったときは、これを提示させなければならない。

（申請）

第7条 規則第4条に規定するサービス等提供申請書は、緊急通報システム利用申請書（第1号様式（表）、第1号様式（裏））による。

- 2 前項に規定する申請書は、利用者の住所を含む区域を担当する民生委員を経由して市長に提出しなければならない。
- 3 利用者は、申請時に届け出た内容に変更を生じた場合、又は緊急通報システム（固定型）と緊急通報システム（無線型）とのいずれか一方の利用を他方に変更しようとする場合、若しくは緊急通報システム（無線型）の提供事業者を変更しようとする場合、市長に届け出なければならない。

（決定）

第8条 規則第5条第2項に規定するサービス等決定通知書は、緊急通報システム利用決定通知書（第3号様式）による。

（費用の負担）

第9条 緊急通報システムの利用決定を受けた者は、緊急通報装置の設置、維持管理等事業に要する費用の一部（以下「一部負担金」という。）を負担しなければならない。

- 2 一部負担金の額は、別表のとおりとする。
- 3 一部負担金は、緊急通報装置を利用者宅に設置した日の属する月分から負担することとし、緊急通報装置を撤去した場合は、当該撤去した日の属する

月分は負担しないこととする。ただし、設置した日の属する月と撤去した日の属する月が同一である場合は、当該月分を負担することとする。

4 一部負担金は、利用者が直接委託事業者を支払うものとする。

(緊急通報装置の管理及び返還)

第10条 利用者は、貸与された緊急通報装置を、善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 利用者は、利用者の責めによらない場合を除き、貸与された緊急通報装置を紛失又は破損した場合、その費用を負担しなければならない。

3 利用者は、貸与された緊急通報装置を、その目的以外のことに利用し、売買、貸与又は担保とすることをしてはならない。

4 利用者は、利用終了となるときは速やかに緊急通報装置を返還しなければならない。

(利用の取消し)

第11条 市長は、規則第7条に規定するもののほか、次のいずれかに該当する場合は、緊急通報システムの利用の決定を取り消すことができる。

(1) 利用者が第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 設置した緊急通報装置について善良なる管理者の注意を怠ったとき。

(3) 入院、入所その他利用者の長期不在により緊急通報システムの利用継続ができなくなったとき。

(4) 一部負担金を滞納したとき。

(5) その他利用者が緊急通報システムを利用することが困難と市長が認めたとき。

2 市長は、緊急通報システムの利用を取り消したときは、速やかに委託事業者にもその旨を通知し、緊急通報装置を返還させるものとする。利用者は、速やかに貸与された緊急通報装置を返還しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により利用の決定を取り消した場合において、相当の期間を定めて撤去するよう求めたにもかかわらず、利用者が撤去に応じないときは、利用者の責めによらない場合を除き、当該期間経過後の利用に係る費用全額を利用者に請求することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 高齢者世帯緊急通報システム設置費助成要綱（平成元年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 改正後の高齢者世帯緊急通報システム貸与事業要綱の規定は、平成20年10月1日以降に緊急通報システム貸与申請書を受理した場合について適用し、同日前に受理した場合については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後のひとり暮らし高齢者世帯等緊急通報システム事業実施要綱の規定は、平成29年4月1日以降に緊急通報システム利用申請書を受理した場合について適用し、同日前に受理した場合については、平成30年3月31日までの間に限り、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

別表（第9条第2項関係）

サービス区分	一部負担金（月額）
緊急通報システム（固定型）	365 円
緊急通報システム（無線型）	事業者ごとに、4,535 円又は 1,700 円

※表内の月額は、消費税を含む。

緊急通報システム利用申請書

(記入年月日 年 月 日) 民協地区() 民生委員氏名()

○ご本人について

ふりがな		生年 月日		<input type="checkbox"/> ひとり暮らし高齢者 (同一敷地内に3親等以内の親族がいない) <input type="checkbox"/> 高齢者世帯(ねたきり高齢者等を含む)
氏名			年 月 日(歳)	
住所	〒 ー ー 横須賀市			
電話番号※	ー ー		ー ー	

住居の形態	<input type="checkbox"/> 戸建て <input type="checkbox"/> 集合住宅・団地 <input type="checkbox"/> その他()			
かかりつけの病院①()			かかりつけの病院②()	
特に報告しておきたい病名()			特に報告しておきたい病名()	

○親族等の連絡先

	住所	氏名(ふりがな)	続柄	電話番号
①	〒	()		
②	〒	()		

緊急通報システムの設置をご希望の方は、下記項目もご記入ください。

○協力員の連絡先

	氏名（ふりがな）	続柄	電話番号	住所	
1	()			〒	□協力員になることについて同意を得ました。
	□表面の親族等連絡先（①・②）と同じ				
2	()			〒	□協力員になることについて同意を得ました。
	□表面の親族等連絡先（①・②）と同じ				
3	()			〒	□協力員になることについて同意を得ました。
	□表面の親族等連絡先（①・②）と同じ				

○緊急通報システムの利用に関し、下記の事項について同意される場合は、ご署名ください。同意がない場合は利用できません。

- 1 接続テストの結果によっては利用できない場合があること。
- 2 緊急通報システムを NTT アナログ回線以外で利用した場合、正常に動作しないおそれがあること。また、電話機が故障している場合、正常に動作しないことがあること。
- 3 機器の維持管理、点検にご協力頂けない場合、正常に動作しないことがあること。
- 4 消防職員による安否確認時及び緊急対応の際、通報者宅等を破壊しても、損失補償を求めないこと。
- 5 緊急通報やセンサーによる通報があったときは、時間にかかわらず、利用者本人や協力員等に連絡や駆けつけ依頼があること。
- 6 緊急通報やセンサーによる通報があったときは、状況確認のため消防職員又は緊急通報システム業務受託事業者が通報者宅に立ち入りを行うこと。
- 7 消防職員又は緊急通報システム業務受託事業者が安否確認及び緊急対応した際、状況によっては通報者宅の施錠ができないこと。
- 8 消防職員による緊急対応後の円滑な対応を図るため、病状、搬送先の病院名を緊急通報システム業務受託事業者及び親族等連絡先に伝える場合があること。
- 9 センサーは一定時間動きがないことを通報するもので、生命や健康の保護を保証するものではなく、また誤作動等のおそれもあること。
- 10 24 時間以上の外出時及び帰宅時は、受信センターに連絡する必要があること。
- 11 必要な機器を設置する際に、ねじによる穴等が開く場合があること。また、市や緊急通報システム業務受託事業者に、撤去後の原状回復を求めないこと。
- 12 機器の故障、紛失等にかかる経費について、利用者に過失がある場合は、使用者負担とすること。

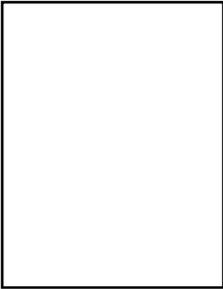
（緊急通報システム（無線型）を利用する方のみ、以下もご同意ください。）

- 13 通信障害がある場合又は通信できない場所で利用した場合、通報対応を受けられないこと。

以上の内容に同意し、上記内容に該当する事項については、市、関係機関又は緊急通報システム業務受託事業者に、いかなる苦情又は損害賠償も申し立てません。

住所	氏名（本人署名の場合押印不要）	本人との続柄
横須賀市	印	

第2号様式(第6条関係)

身 分 証	
	第 号
委託事業者名 氏 名	
上記の者は、横須賀市の緊急通報システム事業の委託事業者であることを証明します。	
年 月 日	
横須賀市長	
	

備考 写真は、横 2.3 センチメートル、縦 2.8 センチメートル、とする。

(55×91)

第3号様式(第8条関係)

緊急通報システム利用決定通知書

年 月 日

様

横須賀市長



年 月 日付けで利用申請のありました緊急通報システムについては、審査の結果、利用決定することとしたので通知します。